

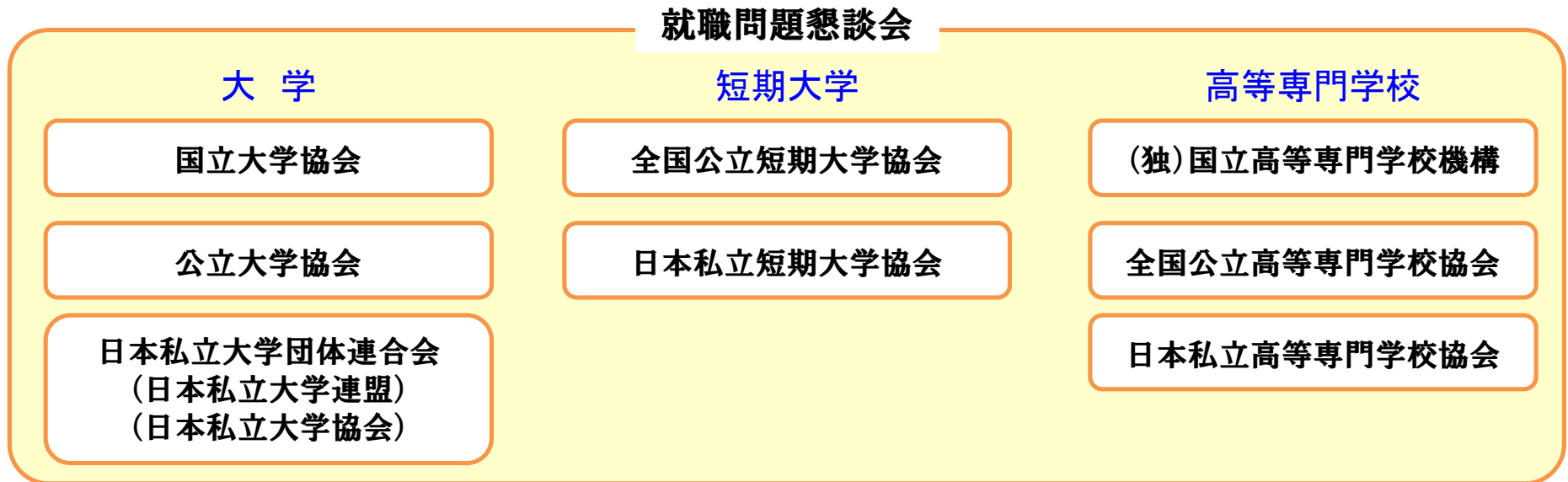
# 令和2年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス

令和2年11月24日  
就職問題懇談会

## 1. 概要

大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議。「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を定め、各大学等に周知。1953年(昭和28年)発足。

## 2. 構成団体



## 3. 委員

各団体を代表する委員 計17名

# 日本における学生の就職・採用活動の歴史

- 【就職協定の始まり】 1953年：就職難による学生の不安、企業間の人材獲得競争の激化により就職・採用活動が早期化が社会的問題となり、就職事務の開始時期などを大学等が申合せを行い、当該内容を踏まえ、企業側も申合せを行う形で**就職協定**が始まる。
- 【野放し宣言】 1962年：日経連（2002年経団連と統合）は**就職協定の形骸化**から「学卒者の選考期日は定めない。」ことを表明→就活の早期化（青田買い）が加速。
- 【就職協定の復活】 1972年：文部大臣、労働大臣、経済団体が懇談し、早期選考防止を申合せ。中央雇用対策協議会を設置し、採用活動時期を決議。

**1988年** 大学側と企業側による**就職協定協議会**において「**就職協定**」が締結される。

**1997年** 日経連は協定の形骸化、インターネットや通年採用の拡大、規制緩和を理由に協定見直しを提案。

⇒協定は廃止され、日経連は「倫理憲章」、大学側は「申合せ」を相互に策定し、尊重する形となる。  
※倫理憲章では期日については、正式内定日（10月1日）のみ定める。

**2011年** 経団連（2002年日経連と統合）は倫理憲章を大幅改定。※**2012年度卒から広報活動12月・採用選考活動4月に設定**

**2013年** 政府（安倍総理）は経済団体（経団連、同友会、日商）に対して就活時期の後ろ倒しを要請。  
※**2015年度卒から広報活動12月→3月、採用選考活動4月→8月**

⇒経団連は「倫理憲章」を「採用選考に関する指針（以下、指針）」に変更  
※後ろ倒しについて、3年生時に学業に取り組むことができた等の評価がある一方、就活の長期化や夏の暑い時期等の課題が発生

**2015年** 経団連は指針を改定 ※**2016年度卒から採用選考活動時期8月→6月**（以降、現行の日程を維持）

**2018年**

- ・経団連会長は指針廃止の意向表明。※**指針の策定は2019年度卒まで**
- ・政府において内閣官房副長官補（内政担当）を議長とする「**就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議**」を設置

※経団連は大学と経済界との継続的対話の枠組みとして「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」を設置。

**2019年** 政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）は経済団体等に「**2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について**」を发出。

⇒大学側は「申合せ」を引き続き策定し、政府が経済団体等へ「要請」を发出する形となる。（2021年度卒まで要請済）  
※政府が経済団体、企業、大学等、学生に対して行った調査では就職・採用活動日程について、「現在のままでよい」との見解が最も多い。

## <申合せのポイント>

1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
  - ・ 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
  - ・ 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
  - ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業等に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
3. 採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。その際、学生が自らの成果を企業等に対して容易に説明ができるよう、企業等による当該取組状況の適切な評価に資する情報を積極的に提供する。

## <企業等への要請事項（就職問題懇談会として）>

- |  |                        |
|--|------------------------|
| (1) 就職・採用選考活動開始時期の遵守                               | (5) インターンシップの適切な実施     |
| (2) 学生の学業への配慮                                      | (6) 採用選考活動における評価       |
| (3) 多様な選考機会の提供                                     | (7) 学生の健康状態への配慮        |
| (4) 雇用の機会均等、職業の選択の自由<br>を妨げる行為等の抑制、公平・公正な<br>採用の徹底 | (8) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱い |

# 2022年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方 ポイント

- 学生の就職・採用活動日程（いわゆる「就活ルール」）については、学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組みることが重要。
- 2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動については、当初、企業説明会や採用面接等の時期が更に早期化。2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症により企業説明会等の延期・中止等の影響。一方で、経済団体等向け調査及び学生・大学等・企業向け調査では現行の就活ルールが必要との回答が最多であり、就活ルールが一定の役割。
- 就活ルールの急激な変更は学生に混乱を生じさせるおそれ。「新卒一括採用」を中心とした採用活動の在り方は雇用全体に係る中長期的な課題であり、雇用慣行の見直しには一定の時間が必要。
- このため、政府としては、2022年度（2023年3月）に卒業予定の学生について、現行と同じ広報活動3月・採用選考活動6月という就活ルールの遵守等を2020年度末を目途に要請。
- また、感染症の影響を見極めつつ、就活ルールの遵守を前提に、柔軟な日程設定や秋採用・通年採用等による一層の募集機会の提供に加え、第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、中長期的視点に立った採用を進めるよう、必要に応じて要請。

※ 2023年度（2024年3月）に卒業予定の学生の取扱いは、来年度に改めて検討（これまでも就活ルールは毎年度決定）。なお、現時点においては、少なくとも現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くないであろうとの認識を共有。また、2024年度（2025年3月）以降の卒業予定の学生の取扱いは、今後の経済情勢と企業の採用活動の関係等を見極め、在り方を含め検討を行うことで認識を共有。

## 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議

第5回：令和2年10月29日

※ 第1回及び第2回は、2020年度卒の就職・採用活動について開催。  
第4回は「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめ。

議長	内閣官房副長官補
構成員	内閣官房内閣審議官 文部科学省高等教育局長 厚生労働省人材開発統括官 経済産業省経済産業政策局長
オブザーバー	日本経済団体連合会事務総長 就職問題懇談会座長

## ＜就職・採用活動日程のルール＞

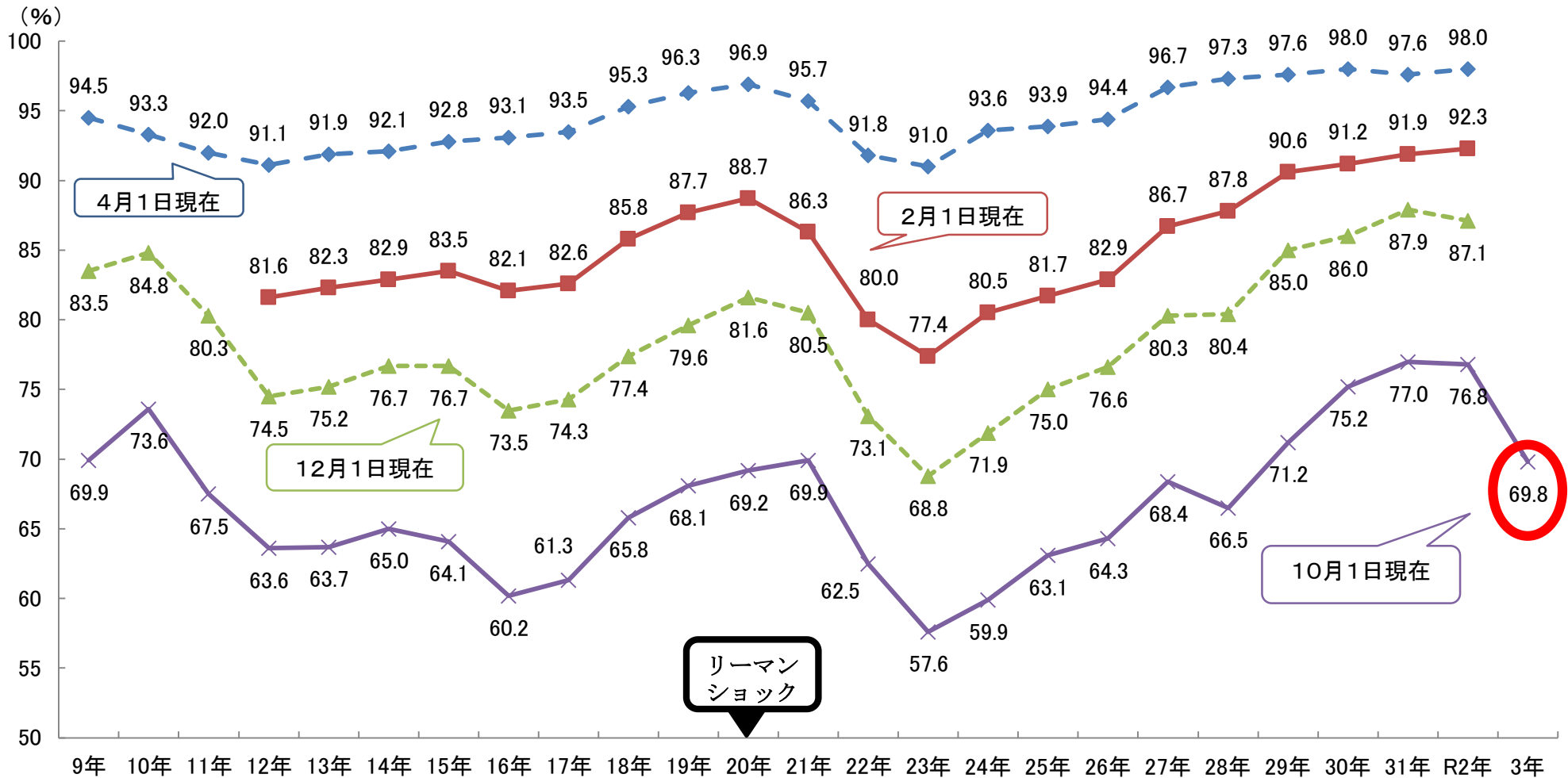
2019年度卒までは、①経団連が「指針」を策定し、②大学側（就職問題懇談会）が「申合せ」を行い、③関係省庁（内閣官房、文科省、厚労省、経産省）が連名で経済団体等に対して遵守等を要請、というプロセスで策定されてきた。2020年度卒から、就職・採用活動の日程を関係省庁連絡会議において検討。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度（2015年3月）	12月	4月
2015年度（2016年3月）	3月	8月
2016年度（2017年3月）～ 2020年度（2021年3月）現4年生 2021年度（2022年3月）現3年生	3月	6月
2022年度（2023年3月）現2年生 2023年度（2024年3月）現1年生	<b>3月</b>	<b>6月</b>
	来年度に検討	

# 新規大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移

令和3年3月卒業の新規大学卒業者の内定率(令和2年10月1日現在)は69.8%

・ 就職希望率は79.2% …… 前年同期比0.8ポイントの低下



(資料出所)「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」(厚生労働省・文部科学省) (注)就職(内定)率とは、就職希望者に占める就職(内定)者の割合。(各年3月卒)

# 最後に・・・

